横浜市における歩行者専用道路の現状

はじめに

路の問題は、土木や交通の領域では、ま 者の環境の問題は設計の常識として定着 しかないのが実情である。 令では、歩道の技術基準に関し幅員規定 しつつある。都心再開発などでの歩行者 だ試行錯誤の段階である。現に道路構造 モールや住宅計画などでの歩行者専用道 建築や都市デザインの領域では、歩行

美しい生活環境を望むのは市民の権利で 路法改正で歩行者専用道路等が道路法ト つ整備されつつある。安全で、便利で、 本市においても歩行者専用道路が少しず の道路として認知されたことなどから、 しかしながら、昭和四十六年四月の道

> るだろう。 備、改善は、今後一層声高に叫ばれてく あって、こうした方向への歩行環境の整

後の研究課題について考察する。 状を紹介し、整備や管理上の問題点、今 て、歩行者専用道路等について本市の現 本稿では、歩行環境の整備の事例とし

歩行者専用道路等の 指定状況

れている。これには、階段などがあって 四路線で約一・五㎞が指定のうえ供用さ 線で約二㎞、自転車歩行者専用道路が一 横浜市では、歩行者専用道路が三〇路

> のものを併せて掲出した。 ザキ・モールや歩行者天国などのように 事実上車両が通行できない道路や、イセ 業や民間デベロッパーなどにより建設中 道路などは含んでいない。この内訳は表 道路交通法で車両通行を制限、禁止した ―1のとおりであるが、金沢地先埋立事

延長七、九二〇㎞に比べてとるにたらな 定で、これは他都市に比べるとかなり多 いものであるが、将来は八四㎞になる予 いものである(表一2)。 供用延長三・五㎞は、本市の管理道路 この指定及び計画の現況から、本市の

ている実例があるのであって、学ぶ点が の高架下などを利用して大規模に建設し 難い。しかし、大阪市では、既成市街地 散在している点である(図―1)。 で積極的に廃河川敷や護岸敷、高速道路 新市街地の場合にくらべて格段にすすめ 市民の利害調整上の困難などのために、 どまらず、後述する法制上の困難や沿道 は、単に用地取得や建設費用の問題にと 既成市街地での歩行者専用道路の建設

なぜなら、歩行環境の整備、改善が最

⑦所在地について

特色が指摘できる。

歩行者専用道路等について、いくつかの

区(二カ所)などの新市街地に小規模に って建設されるため、緑区(七ヵ所)、 旭区 (二カ所)、戸塚区 (二カ所)、金沢 開発行為や土地区画整理事業などに伴

多いと思うのである(図―2)。

-歩行者専用道路等の指定状況

- 法制について

_										(5000, 1)
		所在地	路線名	種別	路線数 (本)	幅員(m)	延長 (m)	事業手法	事業者	備考(団地名)
供	用中	緑区元石川 6,723番地先他	元石川方面第1,237号線 ~1,253号線	步専 自歩専	16 1	4.50~6.50 5.00~10.00	1,565 640	土地区画 整理事業	嶮山第1土地 区画整理組合	S 50.3.19指定
	,,	緑区三保町 2,640番地先他	長津田方面第1,411号線 ~1,424号線	歩専	14	4.50	420	開発行為	東電不動産	S 53.12指定
	<i>"</i>	戸塚区上郷 2,221番地先他	公団方面第1,227号線 ~1,239号線	自歩専	13	4.00	901	開発行為	大林組	湘南桂台団地の- S 54.12.25指定
小	計)	(3団地)	(歩専 自歩専	30 14		1,985 1,541)		
	築造済	戸塚区上郷		自歩専		4.00	600	開発行為	大林組	湘南桂台団地
	"	港南区野庭		歩専		6.50~8.00	3,505		横浜市住宅 供給公社	野庭団地 (S55.9指定予定
	"	旭区柏町		歩専		6.00~8.00	167	土地区画 整理事業	柏土地区画 整理組合	柏 (S 55.5指定予定
	,,	緑区十日市場町		歩専		6.00~10.00	3,366	都市計画 事業	日本住宅公団	霧ヶ丘 (S55.12指定子
ŧ	# :	緑区新石川町		自歩専		5.50~8.00	860	土地区画 整理事業	元石川第3土地 区画整理組合	元石川第 3 (S55.5指定予定
	築造中	緑区鴨志田町	·.	歩専		4.00~6.00	989	土地区画 整理事業	日本住宅公団	鴨志田
旨	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	緑区十日市場町		歩専		4.50~10.00	619	土地区画 整理事業	横浜市	十日市場
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	緑区~港北区	·	自歩専		3.00~18.00	52,047	都市計画 事業他	日本住宅公団	港北ニュータウ
Ē		旭区上川井町		自歩専		4.50~8.00	8,000	一団地の 住宅施設	神奈川県住宅 供給公社	若葉台団地
	"	金沢区並木町		自歩専		4.50~15.00	4,421	都市計画 事業	日本住宅公団, 市	金沢地先埋立
	"	金沢区釜利谷町		歩専		4.50~6.50	3,567	開発行為	京浜急行	釜利谷
	"	戸塚区岡津町		歩専		3.00~12.00	2,327	土地区画 整理事業	中川第1土地 整理組合	中川第1
	(小計)	(12団地)	(歩専 自歩専			14,540 65,928)		,
t		14団地					83,944			

他都市の歩行者専用道路等の指定状況

(S54.5)

	札幌市	札幌市		東京都			川崎市 名古屋			屋市	京都市				北九州市				福岡市		
	歩専	自歩専	自専	歩専	自步専	自専	步専	自歩専	自専	歩専	自歩専	自専	歩専	自歩専	自専	歩専	自歩専	自専	歩専	自歩専	
路線数(本) 3	53	0	0	1	0	0	. 6	0	0	12	0	1	1	0	0	4	0	6	4	0
巾貝(最小~ 最大) (m	2.00 16.00	2.00 5 16.00	0	0	4.00	0	0	5.00 10.00	0	0	2.00 11.60	0	2.00 11.00	3.00	0	0	2.50 3.50	0	2.00 \$ 4.00	2.00 7.50	
延長 (m)	376	5,583	0		認定延長 23,500 m 6,565		0	1,417.80	0	0	8,051	(½ 0		(一部公分 委 規 制 7,350	时) 0	0	11,800	0	645	2,106	. 0

◎道路交通政策視点の欠落 政策との関わりがとり難い。 施されるにすぎないため、総合的な交通 になり、経費としてペイできる範囲で実 的には宅地分譲価格に上乗せされること らの費用が開発者負担であるために結果 パー主導の歩行者専用道路建設は、これ 大阪市とは対照的である。民間デベロッ を導入した都市計画街路事業を主とする 少ない点である。これについても、国費 などの公共事業として建設するケースが 都市計画街路事業(二カ所)や道路事業 のなかで、民間資金で建設させており、 カ所)や土地区画整理事業(一〇カ所)

例。三団地とも歩行者専用道路が計画な 画整理、住宅公団施行の霧ケ丘区画整理 歩行者動線については考慮さ れて いる 及び県住公社施行の若葉台 団 地)の事 された三つの団地(市施行の十日市場区 ら旭区にかけて、たまたま連続して造成 トワークが十分でない。例えば、緑区か 専用道路であるため、歩行者空間のネッ つ、点在する団地ごとに完結する歩行者 は一路線当り平均八○mにすぎない。か 四四路線の総延長が三・五㎞というの 当該団地内の学校、公園、買物等の

①建設手法について 地だからである。

民間デベロッパーによる開発行為(三

も緊急を要しているところは、既成市街

図-2 大阪市の歩行者専用道路



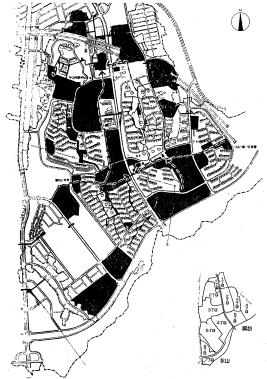
in	b	全	: 体計画	**	-	D.	8A	施工	推	考		
称	fi fi	幅員	X延長	事	業費	胞	1	K	(8)	年度	148	45
步行者	専用道路	31~5	3×2,7	00	ィッカ円) 945	国道4	13号線	~八 .	大橋	46~54	完	成
	(2期分)	31~5	3×1,1	00	420	水門	~ 国	道 43	号線	52~54		
步行者	専用道路		7×5,4	00	233	友淵	喬~今	福南	3丁目	47~50	完	成
步行者	等用道路	3~2	3×3,3	00	454	城北	運河南	~守[1市界	48~51	完	成
行者	専用道路	4~2	4×1,4	00	893	南港東	1丁目	~南港	大公園	51~54		
步行者	専用道路		5×3,3	00	372	新庄大	和川線	~中央	環状線	51~55		
步行者	専用道路	5~2	4×4,0	00 #	12,000	中	之	島地	. 🗵	計画中		
よ 行者	専用道路	2	0×1,0	00	180	十三日	堀川·	~住之	工大橋	計画中		
	少行者 步行者 步行者	步行者専用道路	線 名 幅	線 名 幅員×延長 申行者専用道路 31~53×2,7 (2期分) 31~53×1,1 中行者専用道路 7×5,4 歩行者専用道路 3~23×3,3 行者専用道路 4~24×1,4 歩行者専用道路 5×3,3 歩行者専用道路 5×3,3	線 名	# 名 幅員×延長 事業費 歩行者専用道路 31-53×2,700 945 (2期分 33-53×1,100 233 歩行者専用道路 7×5,400 233 歩行者専用道路 3~23×3,300 454 行者専用道路 4~24×1,400 893 歩行者専用道路 5×3,300 372 歩行者専用道路 5×3,00 約2,000	線 名 幅員×延長 事業費 施 1 1 1 1 1 1 1 1 1	線 名 幅員×延長 事業費 申行者専用道路 31~53×2,700 1945 (2期分) 31~53×1,100 420 木 門 ~ 国 (少行者専用道路 7×5,400 233 友淵橋 ~ 全 (少行者専用道路 3~23×3,300 454 被北運河南 行者専用道路 4~24×1,400 893 南港東1丁目 少行者専用道路 5×3,300 372 新庄大和川総 少行者専用道路 5×24×4,000 約2,000 中 之	線 名 幅員×延長 事業費	線 名 幅員×延長 事業費 施工区 問 少行者専用道路 31~53×2,700 420 水門~国道43号線~八丁大橋 (2期分) 31~53×1,100 420 水門~国道43号線 (少行者専用道路 7×5,400 233 友凋橋~今福市3丁目 (少行者専用道路 3~23×3,300 454 被北運河南~守口市界 行者専用道路 4~24×1,400 893 南港東1丁目~南港大公園 少行者専用道路 5×3,300 372 新庄大和川線~中央環状線 少行者専用道路 5×3,400 約2,000 中 之島地区	線 名 編員×延長 事業費 徳 工 区 間 年度 歩行者専用道路 31-53×2,700 945 国道 43 号線 へ八丁大線 46~54 (2 期分) 31-53×1,100 420	線名 相員又延長 事業費 施工区間 中午度 備 申行者専用道路 31-53×2,700 420 本門一国道43号線~八丁大場 46~54 完 52~54 (2期分) 31-53×2,7100 420 本門一国道43号線 52~54 (少行者専用道路 7×5,400 233 友濶橋一个福南3丁目 47~50 完 第一次 (少行者専用道路 3-23×3,300 454 故北運河南~中口市界 48~51 完 第一次 行者専用道路 4-24×1,400 893 南港東1丁目~南港大公園 51~54 第1~53 少行者専用道路 5×3,300 372 新庄大和川線~中央環状線 51~55 少行者専用道路 5×24×4,000 約2,000 中之島地区計画中

(いずれも都市計画街路事業)

図--1 步行者専用道路配置図



多摩ニュータウン 5 ・ 6 住区 (永山駅南ブロック)



ての体系的ネットワークに対する配慮は ないといってよい。

❷─利用状況

がどのように利用されているかをみてお 残念ながら、本市には調査例がないの それでは、こうした歩行者専用道路等

で、東京多摩ニュータウンの事例(注1)

をとることにする。 とをお断りしなければならない(団地面 入居五年後の昭和五十一年調査であるこ ここは、永山駅南ブロックの集合住宅 (公団諏訪団地、 永山団地) で、 かつ

が、団地相互間には歩行者の流れについ

所により差が大きいが、平日二、八五二 休日六、八三二人~一、三六〇人であ は、平日八、四八三人~二、五四一人、 停のあるサブセンターへ向かう歩専道で 休日六、六〇九人~四、八九六人。バス 二五二人 (以下一二時間一方向交通量) 人~一、五二一人、休日二、五八二人~ の歩専道では、平日四、四〇四人~三、 永山駅(地区センター)へ向かう幹線 その他の住区内通路の交通量は、場 他のすべての地点で平日の方が休日 ○九人で、駅へ向かうものを除い

人、図ー3参照)

⑦通行量について

積二五三ha、六、四九九戸、二一、四五

より多い。

①利用主体について

三%となっている。 く、特に休日のサブセンター付近では六 内訳では、平日に駅付近で五七%を通勤 とも駅付近だけである。また、自転車の うちで大人が多いところは、平日、休日 児童が四五%~三一%である。六地点の 休日では大人が四一%~二九%、幼児、 ~一四%、幼児、児童が六○~一八%で、 歩行者の内訳は、平日では大人が四八% %を占め、休日の方が平日よりも多い。 で二五%~一三%、休日で四三%~一八 者が占める他は、すべて幼児、児童が多 歩専道の交通量のうち、自転車が平日

砂利用形態について

ぶのを見る、散歩、落書などである。 具体例としては、立話、三輪車遊び、 クリエーション利用がみられる。後者の したり、立話や子どもの遊びその他のレ ブセンター周辺、住棟廻りに露店が発生 機能がほとんどである。この他には、 行者専用道路を見学した際に、人々が十 転車遊び、キャッチボール、子どもが遊 以上のことからわれわれが幾つかの歩 通勤、通学、通園と買物のためと通行 自 サ

> をフィードバックさせるためにも、調査 戸建住宅の間に設けられた場合には、当 ウンのような集合住宅の間に設けられた 然利用状況は異ってこよう。計画へ実態 歩行者専用道路が、湘南桂台のような一 とを認識する必要がある。多摩ニュータ 母車、三輪車、車いす、自転車を含むこ の主役である子どもや老人、幼児をつれ 勤、通学の人々であるよりも、徒歩交通 た母親たちで、かつ「歩行者」には、乳

干 步行環境

する必要があろう。

構成する主なものは、次のとおりである。 けるばかりでなく、人々が楽しく、 の配置とリンクして合理的、機能的に歩 は、駅やバス停、商店街や公園、学校など ているわけではない。この歩行者空間に 的な構造上、技術上の基準が定められ しているのが実情である。歩行者空間を 域性)のある配置や形態をその都度模索 の土地利用などに応じた個性(または地 いる。このため、当該道路の機能や沿道 に憩える場も提供することが期待されて 歩行者専用道路の配置や形態について 道路構造令などで車道のように統一

●--幅員

歩行者専用道路に接する宅地は、 他で

間を主要に利用対象としているのは、 配であったように思われる。歩行者空 をもったことがあるが、これは余計な心

通

分利用してないのではないかという感想

道路があってよいと思われる。 道路幅員としては六・五加の歩行者専用 広いほどよい。機能上許されるならば、 理由でやむをえない場合に各々一・五加 専用道路で一・五加以上とされ、特別の この家屋からの出入のため車両通行が発 て運用している。しかし、歩行者空間は 以上、一加以上とすることができる。本 歩行者道については、二加以上、歩行者 る。道路構造令では、自転車道と自転車 生することを防ぐ必要があるからであ 基準法上、幅員が四加以上あれば、歩行 有効幅員としては一・五加しかないが、 め、原則として四・五加以上が必要とし であることや管理用車の通行 などの た 市では、市道認定基準が、四・五加以上 して建物が張りつくことはできるから、 者専用道路であってもこれを前面道路と 必ず車道に接するように計画する。

補修のし易すい材料、工法で舗装したた ことは当然である。この場合の通行車両 意して決定する必要がある。従来、維持 周辺との美観が保たれること、などに留 車と考えたい。快適な歩行のために舗装 とは、緊急車でなくせいぜい道路管理用 し易すさ、通り全体として配列が美しく 材料は、雨の日のすべり、摩耗、補修の 通行必要車両荷重に応じた構造にする

> があると思われる。 口、砂利洗出舗装、 で出来れば、レンガ、タイルやピンコ が、草とりなどの軽易な維持補修が地元 黒いアスコンの歩専道が 多かっ 土舗装、 砂利道など

かえて車両通行ができない構造とした は数百メートルに一カ所程度の出入口を 式駒止めが多いのであるが、こうした車 入の必要があるとして、壊れやすい可動 あると思われる。実際は、管理用車の准 車の一般道路横断は信号処理する必要が 駒止めその他の措置をし、歩行者や自転 は、車が専用道路に入れないよう固定式 が広範に建設、利用されていない現状で 般道路と平面交差する場合は、専用道路 面交差は極力少なくする。やむをえず一 確保すればよいから、 他の一般道路と歩行者専用道路との平 駒止めを固定式に

△─道路付属物等

ばならない。ストリート・ファニチア にデザインされてはならない。各要素が 施設、景観施設として、各個がバラバラ であろう。各物件が各々休憩施設、利便 な装置が、ストリート・ファニチュアー 全体の調和の中で美しくデザインされね 歩行者専用道路に快適さを与える主要

歩行者専用道路等に設置が考えられる施設

施設の性格一道路付属物等―については下表の通りであるが、都市計画事業においては、このうちA及びBについて個別協議により補助対象とする。
(注) A……道路本体
B……附属物
C……占用物
D……設置できないもの

ろう。

ツリーや通りごとに種類の違う並木

図

構成の中で計画がすすめられる必要があ や公園などとのグリーン・ネットワーク

このネットワークの中で、シンボ

計画としてとらえるのでなく、

斜面緑地

照明計画パタ

植栽を歩行者専用道路だけで完結する

植栽及び道路照明

休憩施設	施設 休憩所(あづまる パーゴラ ベンチ テーブル スツール	C C	
景観施設	パーゴラ ベンチ テーブル	C C	
	ヘソール	C C	
	水路 碑 池 噴水 時計台 彫時計	A C A A C C C	付属物の一部としてB
利便施設	便駐自ゴ街水電吸案掲展霧自所車転ミ灯飲話が内示示店動場車箱 場ボら板板パ 販車 クれ ル 機 ス 売 表 の ス ・	000000	付属物の一部としてB 一時的にはC
遊戲施設	遊砂ブスジリウン かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい がい かい がい	D D D D D	
植栽	フラワーポット 藤棚 生垣 花壇 給水施設	B又は B又は B又は B又は B	C C
その他	アンケード	С	

照明計画もまた、安全、

らず楽しさ、快適さを与える 装置であ 防犯にとどま

る。

美観上の配慮に関して、街並みとし

対象との一覧表は表一3のとおりであ として設置が考えられる施設と国庫補助

明確にされる必要がある。

のを取り除く努力がされているか否かが

ての調和がとれているか否か、不快なも

り。 しかし、照明については、

をしたり、四季の花の道が考えられる。

る。 の防犯灯を地元の占用物件として取扱っ その照明のパターンは図―4のとお なお一般

ある。

このため、

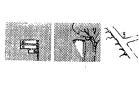
現状では、

道路管理者

だけ市が電気代を負担することの是非が

ている関連で、

歩行者専用道路について



-地下埋設物

占用物件として扱っている。

道路側が引継ぎするまで暫定的にこれを

が設ける道路照明と同じ施設をつくり、

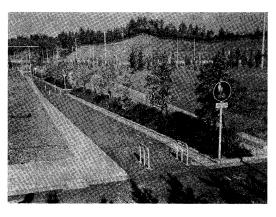
街灯、 いる。 用道路下の占用の要望は多い。 は もこうした公益占用物件の占用の 上最短経路となることなどの理由で、 ること、実務サイドから下水は路面排水 下水、電気、電話、 や自然流下の勾配をとること、 ている。しかし計画サイドから、 **う誘導する等々のため、原則的に抑制し** 地の前面道路としての利用が生じないよ なくす、樹木の成育の障害をなくす、 ガス会社の補修用等車両通行発生原因を は、二通りの相反する考え方がある。 れまでのところは、歩行者専用道路等に ガス管や水道管などの埋設につ おおむね歩道下が原則と定められて このため、 電話ボックスなどのため必要であ 専用道路のような場所 水飲み、 公衆便所、 道路法上 配管配線 水道、 場所 い 専 宅 ح て

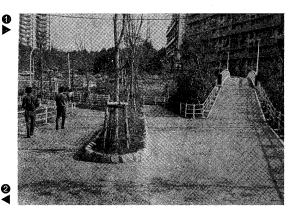
法制について

四

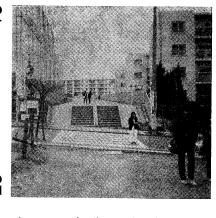
は優先的に占用許可してよいとする考え

方が生じてくるのである。









- **集合住宅地内の歩専道(旭区若葉台)**
- 上の歩専道(緑区美しが丘)
- 4イセザキ・モール

歩行者専用道路、を指定することができ 三種類あって、道路管理者は、

きな理由は、現道を整備して専用道路を 間を定めて行うことができる。イセザキ 街地に歩行者専用道路が成立しにくい大 ることができないことにある。この制約 設ける場合、道路管理者がその指定をす る)」(道路法四八条の七)について、区 ない道路又は道路の部分(当該道路の他 ・モールがそうであったように、既成市 の部分と構造的に分離しているものに限 これらの指定は、「まだ供用の開始の

ない。 もとづく歩行者用道路がある。道路標識 ● 一歩行者専用道路等の指定要件 れの法律による規制であるかは区別でき 識がたてられるので、標識だけではいづ 示に関する命令」に基づく同一の規制標 の場合も「道路標識、区画線及び道路標 については、道路法の場合も道路交通法 な効果をうみだすものに、道路交通法に 道路法上の歩行者専用道路と同じよう

路のもっぱら歩行者の一般交通に供する の一般交通に供する自転車歩行者専用道 車専用道路のもっぱら自転車及び歩行者 滑を図るため必要があるときは、⑦もっ ぱら自転車だけの一般交通に供する自転 ってきた道路法上の専用道路制度には、 さて、これまで歩行者専用道路等とい 交通の円

> ことを避けるためと思われる。 規制がかぶっており、法の競合が生じる 当該箇所にすでに道路交通法による交通 の意図は、既に供用している道路では、

になろう(写真1~4参照)。 専用道路に指定することもあり得ること は道路管理者が独自の権限の行使として たん供用廃止することができれば、今度 路交通法による交通規制が行われていな い限り、すなわち形式的にも道路をいっ この趣旨から考えると、当該道路に道

何人もみだりに専用道路として指定、 ①自転車専用道路を自転車による以外 の方法により通行してはならない 供用されると、

②自転車歩行者専用道路を自転車以外 の車両により通行してはならない (法四八条の九第一項)

ことになる。 ③歩行者専用道路を車両により通行し てはならない(同条第三項)

用二・三輪車、オートバイや自転車を押 して歩いている人だけが通行できること の外には身障者用車いす、乳母車、 などが、また歩行者専用道路は、歩行者 力車、荷車、リヤカー、農耕用の耕運機 自転車専用道路は、自転車以外には人

❷─通行の制限等

(同条第二項)

との解釈運用は、十分に検討されてよがなく通行制限だけが規定されているこのであって、①「みだりに……通行してはならない」とする解釈運用②自動車ではならない」とする解釈運用②自動車ではならない」とする解釈運用②自動車ではならない」とする解釈運用のののであって、近い規定が規定されていることの解釈運用は、十分に検討されてより、

思われる。 身障者の輸送③貨物の集配④冠婚葬祭な 規制をするに際して警察署長が政令で定 とみることができるだろう。 類似の例 車などの通行が、相当の事情がある場合 どの場合も、 とから類推して、①車庫などへの出入② に通行禁止の解除できるとされているこ めるやむを得ない理由ありと認めた場合 で、 占用物件の維持補修用車、救急車、 「みだり」でない通行の例 につ いて 道路交通法が道路標識等による交通 当該道路の管理用車や当該道路内の 通行できるケースは多いと 消防

出入のケースで、通行とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的の立ち入り制限がないのは、立ち入る程度ではたいして危険、混乱が生じないためと思われる。立ち入る程度ではたいして危険、混乱が生じないためと思われる。立ち入る程度で通行にない場合とは、横断とか沿道建物へのらない場合とは、横断とか沿道建物へのらない場合とは、横断とか沿道建物へのあるい場合とは、横断とか沿道建物へのある以外の方とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的出入のケースで、通行とは道路を縦断的

いわけではない。

したがって、歩行者専用道路を前面道したがって、歩行者専用道路を前面道路として建物がたった場合に、これへの時得るわけで、道路計画時から細かくチェックする必要がある。これほど極端でないが、実務上の難問となっているケ

新聞や牛乳、郵便などの配達や買物のおいかが急がれている。

❸─交通規制について

歩行者専用道路等の通行の制限にかか を変通規制は、道路監理員による違反者 を変通規制は、道路監理員による違反者 に対する道路外への退去、オートバイ等 に対する道路外への退去、オートバイ等 の措置命令に違反した者については、通 の措置命令に違反した者については、通 の措置命令に違反した者については、通 の措置命令に違反した者については、通 の措置命令に違反した者については、通

は、権限も組織も明らかに不十分な現状に、権限も組織も明らかに不十分な現状によって設置されたものでない限り、道路管理者側がフォローする義務を負うことになる。しかし、道路管理者にしてみれば、このような交通取締りに ついてれば、このような交通取締りに ついて とになる。しかし、道路管理者にしてみれば、このような交通取締りに ついて は、権限も組織も明らかに不十分な現状 に 権限も組織も明らかに不十分な現状

道路交通法に基づく歩行者専用道路等の交通規制について若干検討 して みたの交通規制について若干検討 してみた

①道交法八条一項の道路標識で他の通自転車だけの通行を認めるのは、

専用道路、歩行者専用道路については道

②同法一七条の二に基づく自転車道で

は、自転車及び歩行者だけの通行を認めるの

①道交法八条一項の道路標識で他の通行を禁止する場合 で ②同法八条一項及び九条の道路標識で 他の通行を禁止する場合 地の通行を禁止する場合 自転車が歩道を通行できる場合 自転車が歩道を通行できる場合

ということになる。このうち、公安委員で他通行を禁止する場合の道交法八条一項及び九条の道路標識

定はしない必要がある。標識による場合については、両法の競合標識による場合については、両法の競合

道交法一七条の二の自転車歩行者かけることができること、自転車歩行者かけることができること、自転車歩行者がけることができること、自転車歩行者がいることができること、自転車専用道路を含むと解したい。 く自転車専用道路を含むと解したい。 く自転車専用道路を含むと解したい。 いては、これが自転車道の一種としていては、これが自転車道の一種としていては、これが自転車道の一種としていては、これが自転車道の一種としていては、これが自転車道の一種としていては、これが自転車道とは、自

で法の適用は難しいと思われる。 とのことについては、先般、神奈川県 会のうえ、①道路法の専用道路に対し道 会のうえ、①道路法の専用道路に対し道 会のうえ、①道路法の専用道路に対し道 を法の適用はないこと。ただし、事故が 多発する交通危険カ所については、例外 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行 がありうる。②一般的に警察官職務執行

五――今後の問題

問題点のいくつかにふれておきたい。 間がネットワークを構成し、各路線が地 備されてくると考えられる。現時点での 空間の多目的利用の一つである歩行者空 市の総合的な都市交通体系のなかで道路 世紀に向けて今後力強く続けられよう。 とに車と人の共存をはかる試みは二十一 強固なものであるが、人間性の名のも 自動車に依存している程度は驚くばかり ているわけではない。われわれの生活が 線やベイブリッジと無縁で一人歩きをし 市民要請に対応した個性をもって整

歩行者専用道路等の建設は、環状2号 →維持管理

< 理でなく、強固な一元的機構とすること としての参加が望まれるとこ ろで ある が求められる。また、行政側だけでな 多方面にわたる管理は、従来の部門別管 般道路と異った処理が必要である。この 草、剪定、散水、清掃などについては一 するきめ細かい手入れが不可欠で、除 (住民管理)。 歩行者専用道路等の性格上、樹木に対 市民自らの愛護団体、ボランティア

2 — 住民負担

度を沿道住民に適用してゆくことを検討 あたっても、法六一条の受益者負担金制 らすなどして美観、修景、利便上の利益 供、借景となっている。庭的利用をもた する必要がある。 を与えている。建設時だけでなく管理に 道路に接する宅地に対し、緑空間の提 歩行者専用道路は、一般道路に比べて

❸--啓蒙活動

外にも、歩行者専用道路等の標識を十分 底することで対応されるだろう。それ以 交通取締りは当面道路パトロールの徹

> 動をくりかえす必要があろう。 オートバイの乗入れ、自動車の不法 駐 置と駒止めを整備する。しかし、住民の にモラルの問題としてねばり強く啓蒙活 どの解決は長期間を要するだろうが、主 たて、一般道路との交差部に左折禁止措 駒止めや樹木の破壊や盗難の問題な

ランドスケープ研究所) 報告書」(日本住宅公団、東京 6住区緑化実態·利用実態調査 「歩行者空間"7—多摩NT・5

< 道路局管理部道路交通対策課>

注(1)